

第1回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録

1. 日 時 平成20年6月30日(月) 13:30~15:00
2. 場 所 市役所2階 204会議室
3. 出席者
 - (1) 委 員 鳴瀧恭也、原田賢一、石川和夫、金戸伸裕、中山茂雄、小島愛子、川島武志、津村文洋、竹本 隆、濱寄芙蓉子、西田 勝、多田憲子、寺本美咲
 - (2) 事務局 片山登志行、永石一彦、黒川和則、山本一成、坂本敏克、橋本政範、高平綾子、神田幹雄、近藤雅之、一二三千加子、大隅成泰
4. 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 委員長、副委員長選出
 - (5) 会議の公開の取扱いについて
 - (6) 第4期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定について(諮問)
 - (7) 協議事項
 - (8) その他
 - (9) 閉会

事務局 本日は皆様大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第4期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の第1回会議を開催致します。ご案内の通り、本委員会は平成21年度から23年度までの3年を1期とする高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための委員会でございます。申し遅れましたが、私は本日司会進行をさせていただきます事務局の介護福祉課長永石と申します。どうぞ、よろしく願い致します。会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております資料です。レジメの第1回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会、それから全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料、それから、アンケート調査「要介護者」「一般高齢者」の分がございます。それと介護保険サービス提供事業者資料です。最後に第3期介護保険事業計画をお配りさせていただいております。以上でございます。それでは、開会に当たりまして、まずはじめに豆田市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 本日第1回の赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に委員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

す。この介護保険制度につきましては平成12年の4月からはじまりまして平成18年度の制度改正を受け今年で9年目となっております。ようやくこの制度そのものの定着化が図られてきているものと考えているところでございます。この間、認知症または一人暮らし、あるいは寝たきりの高齢者等につきましては、年々増加を見てきているところでございます。このような傾向は今後も続くものと見込まれているところでありますが、概ね団塊の世代が全て高齢者となります、2025年を見据えてこれからの高齢者施策を構築していかなければならないと考えている次第でございます。このような中、この計画につきましては平成21年度から23年度までの第4期を皆様方にはご検討いただくわけでございます。この第4期の計画に当たりましては、第3期において新たに導入されました新予防給付、あるいは、地域支援事業、更には地域密着型サービス、そういった事業などにつきましては、更に推進を図りますとともに、療養病床から介護保健施設等への転換につきましても適切に計画に反映させることが求められているところでございます。このような状況のもと、各自治体におきましては、保険者として今迄以上の責任を担うこととなるわけです。私も赤穂市としましても、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる街づくりの実現に向けて今迄以上に取り組んでいく所存であります。皆様方におかれましては、なにかとお忙しい中いろいろご無理を申し上げ、また、ご苦勞頂くこととなりますが、よろしくお願ひ申し上げたい所存であります。終わりになりますが、当委員会におきましては、委員の皆様方にはご意見を寄せていただきますとともに、積極的なご審議、ご検討いただきますよう、お願ひを申し上げます。どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局 本日は第1回会議でございますので、誠に申し訳ございませんが、委員の皆様にご自己紹介をしていただけたらと思っております。どうぞ、よろしくお願ひ致します。2ページの名簿をごらん頂きたいと思っております。事務局よりお名前をお呼びしますので、よろしくお願ひ致します。

各委員 (自己紹介)

事務局 皆様、よろしくお願ひ致します。本日は所用のため、岩井委員、一瀬委員、亀井委員、公募選出の伊藤委員が欠席ということでご連絡いただいておりますのでご報告させていただきます。それでは続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。と思っております。

(事務局紹介)

事務局 以上のメンバーで策定をさせていただきたいと思っておりますので宜しくお願ひ致します。それでは続きまして、本策定委員会の委員長、副委員長選出をお願ひしたいと思います。1ページに設置要綱がございます。第4条第2項におきま

して、委員長副委員長は委員の互選により選出することになっておりますがいかが致しましょうか。

委員 事務局の方で案はないですか。

事務局 それでは事務局の方からということですので申し上げます。委員長に第3期策定委員会の委員長を務めていただきました鳴滝委員、副委員長に赤穂市社会福祉協議会理事長の中山委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 異議なしという声がありましたので、鳴滝委員長、中山副委員長には恐れ入りますが、前の席に移動していただきたいと思っております。それでは、委員長副委員長を代表いたしまして、鳴滝委員長様より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

委員長 委員の皆様方ご多用中の中、また今日は非常に暑い中、お参じ願ひましてありがとうございます。また、赤穂市の健康福祉部の皆様には日ごろ我々市民のいろいろなお世話を願ひまして非常にありがたくおもっております。今日は第1回目の赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の委員会でございます。まず、市当局からいろいろなご説明を頂まして、そして委員の皆様方のご質問、あるいはご意見を伺えれば非常にいいのではないかと存じております。よろしくお願ひ致します。簡単でございますが、挨拶に変えさせていただきます。

事務局 協議に入ります前に、まず委員会の会議録の公開につきまして委員会として決定していただきたいと存じますが、委員長いかが致しましょうか。

委員長 会議の公開の取り扱いにつきまして、まず事務局からご説明をお願い致します。

事務局 それではお手元の資料3ページをごらん頂きたいと思っております。赤穂市では広く市民の皆様には市政に参加していただき、協働のまちづくりを進めることを目的として、赤穂市市民参加に関する条例を定めております。その中で審議会等の会議は原則公開となっております。また、会議録につきましては、発言者が特定される個人名は伏せて公開する方法が一般的にとられております。以上のことを踏まえまして事務局において会議の公開要領(案)を作成いたしましたので宜しくお願ひ致します。

委員長 会議の公開の取り扱いにつきまして事務局から説明がありましたが、公開要領の通り取り扱うことについてご意見ございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議がないようでございますので、会議は公開要領のとおり公開といたします。会議録も原則公開とし、会議録は発言者の個人名が特定できないような形

で公開するという形で宜しくお願いします。

事務局 それでは、続きまして6番、第4期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定につきまして、諮問いたします。

事務局 現在の赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は先ほどから出てますように、第3期の計画でございまして、平成18年度～平成20年度の3年間の計画でございます。ということで20年度が最終年度ということになっております。そこで第3期計画の実績でありますとか、今後必要になってまいります高齢者福祉サービス及び介護保険サービス等につきまして、今年度中に第4期（平成21年度～平成23年度）計画を策定することになっております。

つきましては、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について市長から赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に諮問致したいと考えております。なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。本委員会への諮問の説明とさせていただきます。

ただいまから諮問書を豆田市長より鳴瀧委員長にお渡ししますので宜しくお願いいたします。

市長 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定において、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたり、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第2条の規定により、貴委員会の意見を求めます。どうぞ、宜しくお願いします。

事務局 なお、委員の皆様には諮問書原本の写しを配布させていただきます。
(諮問書写しを各委員に配布)

事務局 それでは、市長はこのあと他の公務のため、ここで退席させていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

市長 宜しくお願いいたします。
(市長退席)

事務局 それでは、次の協議事項に入りたいと存じます。ここからは鳴瀧委員長に進行をお願いしたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

委員長 協議事項に入りたいと思います。それでは、協議事項1番第4期事業計画の策定について事務局の説明をお願い致します。

事務局 ・計画の位置づけ、今後のスケジュール説明（資料5～8ページ）
・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の説明（別冊）

委員長 第4期事業計画の策定について今ご説明がありましたが、ご質問ご意見があればお願い致します。ございませんか。それではまた後ほどありましたらお願いいたします。

次に（2）介護保険事業の実施状況について説明をお願いいたします。

事務局 ・赤穂市介護保険実施状況（平成20年3月末時点）の説明（資料9～13ページ）

ージ)

委員長 介護保険事業の実施状況についてのご質問、ご意見がございましたらお願いします。ございませんか。また、あれば後ほどお願いいたします。それでは、次に(3)地域支援事業及び一般高齢者施策について事務局より説明をお願い致します。

事務局 ・地域支援事業及び一般高齢者施策(資料14～21ページ)の説明

委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いします。ないようでしたら、次に進みたいと思います。またあれば後ほど総括的な質問をしていただきます。次に(4)介護保険に関するアンケート調査について事務局より説明をしてください。

事務局 ・介護保険に関するアンケート調査の説明

・介護保険に関するアンケート調査票(一般高齢者実態調査、要介護認定者実態調査)の説明(別添資料)

委員長 今回の説明についてご質問、ご意見ございましたら宜しくお願い致します。

委員長 このアンケート調査は何回目の実施ですか。

事務局 第3期のときにもアンケート調査を実施しています。

委員長 2回目になりますか。

事務局 第2期のときにも実施しておりまして、それぞれアンケート調査結果を計画に反映させております。

委員長 ご意見ございませんか。

委員 回収率はどれくらいですか。

事務局 第3期の時には、一般の要介護認定を受けてない高齢者の方の回収率は69%でした。要介護認定を受けている高齢者の方については65.1%でした。

委員 まあまあの回収率ですね。

事務局 今回もそのくらいの回収率を目標にしております。

委員 残りの30%の方がどうして出してくれないのか、アンケートを書いて出すこと自体が出来ないような状況なのかもしれません。アンケートなのでしかたがないのかもしれませんが、その点についてどう考えていらっしゃいますか。

事務局 おっしゃるようにアンケートの「回収率がいい」というのは100%が一番良いと思うんですけども、今回は広報にアンケート調査実施のお知らせをしておりますし、在宅介護支援センターの方にも協力いただいて、できるだけ100%に近い形でアンケートを回答していただきたいと思っております。

委員長 他にご意見等はございませんか。

委員 直接関係ないのかもしれませんが、人から聞いた話なんですけど、訪問調査の際に約束はとっていたが、家人と調査員との行き違いだと思いますが、調査員が家人がいないときに調査にくることがあり、家人がいないときに認知症の方

に直接認定調査を行ったらしいです。自分の父もそうだが、認知症の方は調査員に対しては割とはっきり受け答えをするが、実際家人の前では顕著に症状がでることが多く、認定調査の際に家人がいないときにこういったことをされると困ると言っていた。実際、訪問調査のときに約束をとって、家人がいるときに訪問するということは決まっているんですか。

事務局 訪問調査につきましては、ご家族の方と電話で約束を取りまして、ご家族の方と希望の日時を打合せします。原則、家族の方の意見を聞き一緒に立ち会っていただいています。これから、仮にそのようなことがもしもあった場合は、今後ないように調査員の方にもう一度再確認をさせていただきたいと思います。

委員長 今のご質問は1次判定についてでございますが、そのまま通すのではなく2次判定もやります。その際にかかりつけの医師からの意見書ももらっておりますので、そこでいつも患者さんを見ておられる先生が、心身の状態についてご意見お書きになっていますから、それを参考にして1次判定、2次判定両方やりますので、できるだけそういうことのないようになっているとは思いますが。

ほかございませんか。

委員 介護認定について、寝たきりや身体が不自由な方に対しては比較的簡単にスムーズに認定されるが、認知症は認定されにくいと感じる。そういったことはないのですか。

事務局 先ほど、委員長からご説明がありましたように主治医の意見書や特記事項というような家族の方から聞き取りをして記入した事項を踏まえて2次判定も行っておりますので、決して認知症が軽く判定されるということではございません。

委員 でも、感じとして介護者の人がみんな集まると「認知症は認定されにくい」という話になる。確かに、食事介助なんかの手がかかることは認知症の方にはしなくてもよく、比較的自分の身支度なんかもできるが、家族に対する精神的な負担がすごく大きい。2次判定でそういった専門的な意見が入っているというが、家族に対する介護拒否、暴言、暴力といったこともある。認知症の人とは心が通わないので、非常に家族内でも葛藤があり、認知症の人というだけで苦痛。こういった精神的な面に重きをおいて介護認定に反映させてもらえないかという気持ちがある。

事務局 要介護認定の審査とは、介護にかかる手間の審査判定と、状態の維持改善の可能性にかかる審査判定に分けることができます。介護の手間にかかる審査判定では介護の手間を「介護にかかる時間」で表し、全国共通の統一的なものさしで要介護度が決まります。要介護1相当の方については状態維持改善の可能性にかかる審査判定を行いまして、介護予防などの適切な状態が見込まれない方を要介護1としています。どのような方かというと、心身の状態が不安定な

方、認知機能の低下等により適切な利用が不可能な方であります。それ以外の方は要支援2と判定されます。このように全国共通の判断基準で介護度が決定されることになっております。

委員 その基準を詳しくお願いします。

委員 今日の会議は介護の計画の大枠を決める会ですので、個々のお話については、また別の機会に発言する場が設けられると思います。

委員 わかりました。

委員長 今の内容は介護保険が始まったときに、日本全国で大勢質問があったんですよ。それで厚生労働省が改定しまして、今随分と認知障害が重く判定されるような判定基準に変わってます。現在は認知症が判定に大きく関与していると思います。

委員 どうも、ありがとうございます。

委員長 他ございませんか。

委員 ちょっとしたことなのですが要介護認定者アンケート調査票の2ページ目の問11の10番、「ケアマネジャー」を「ケアマネジャー」に訂正をお願いします。

事務局 ありがとうございます。

委員 先ほどのアンケートの回収率の件ですが、60%とかなり良い数字だと思いますが、残った30%を今までより効率よく集めるために、2期3期の今までのアンケートと違う何かを考えているんですか。同じことだったらよくできても60%ということになりますが、もうちょっとあげないと。何か回収率のよくなる方法を考えてください。

事務局 広報等で周知することと、在宅介護支援センター等で周知させていただきたいと思います。

委員 回収の方法なんですけれども、地域包括支援センターもある、在宅介護支援センターもあるということであれば、介護サービスを受けてない方についてはしょうがないが、要介護認定者につきましてはそれに委託することは考えられませんでしたか。

事務局 このアンケート調査につきましては、郵送でお送りして返信用の封筒に入れて市役所に返送していただくという形が基本ですけれども、包括や在介の職員さんが訪問したときにアンケートがあるということであれば、介護福祉課まで持ってきていただくというのは可能かと思います。

委員 基本的には郵送ということですか。

事務局 基本的には郵送をメインにさせていただきたいと考えております。

委員長 他に全体を通じましてご質問ご意見はございませんか。それでは時間もまわっておりますので、本日は第4期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業

計画策定について各委員の皆様にご理解を頂くための会ということで、赤穂市の現状について説明を受けました。ご理解いただけたものと思いき、次回以降は本日ご了承いただきました内容に従いまして、それぞれ内容の具体的な検討をしていただくこととなりますので、またよろしくお願ひ致します。次に、8. その他についてですが、事務局の方から何かあれば説明をお願ひいたします。

事務局 次回の委員会の開催につきましては、9月ごろを予定しておりますので改めて各委員の皆様には、日程が決まりましたらご通知をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長 それでは、第4期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定について豆田市長からも委員会に対する諮問がありました。計画策定の趣旨、また平成20年3月時点での現状とアンケート調査の回答によって、指針が出されるものと思ひます。予想ができない部分もあると思ひます。期間中に法改正がないともいえません。至難なこともあろうかと思ひますが、委員の皆様のご知恵で赤穂市の実情にあった、赤穂市の特性を生かした計画の策定ができたらと思ひております。今日の第1回はこれもちまして閉じさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。